

「民泊」
規制強化を9月市会 日本共産党市議団が
条例改正等を提案!住居専用地域・密集市街地・細街路・保育所等周辺の営業
禁止、施設内への管理者常駐、周辺の反対がない、など突出する京都市内の「民泊」数－住民の努力で住環境を守ってきた
日本共産党議員団は、いっかんして規制強化を主張

京都市内の宿泊施設は、簡易宿所 3226 施設、住宅宿泊事業 1346 件。他都市と比べても突出しています。
住民の皆さんが事業者と協議・交渉し、協定書を結ぶ、建築協定などの努力で住環境を守ってきました。

日本共産党議員団は、2018 年の規制緩和時からいっかんして「住んでよし」でこそ「訪れてよし」の街になる
と主張。現地調査行い、住民の皆さんと力を合わせて住環境を守る為の規制強化を求めてきました。

9月3日に行った市民こんだん会では、議員団の条例案の要点を報告し、多くの地域からの発言をいただき
ました。ご意見を受けて、さらに練り上げ、議案としてまとめて、9月市会に提案しました。

9月17日の本会議では、平井良人議員が提案説明を行い、今こそ住環境を守るため、行政が役割を果たす
べき、そのための全面的規制強化が必要だと述べました。

提案説明の全文はこちらをご覧ください⇒



民泊関係条例案の審議予定

10月23日(金)・10月26日(月)

の常任委員会で審議

10月30日(金)

本会議(議決)

傍聴にお越しください

規制の考え方

○区域・期間・建築制限

区域	住宅宿泊事業	簡易宿所
住居専用地域	0日	
学校保育所等	0日	建築制限
細街路・袋路等(4m未満・袋路)	0日	建築制限
密集市街地21地区	0日	建築制限

○運営等

条例目的に事業に起因する生活環境の悪化の防止を位置づける	
管理者常駐	
近隣住民の反対意思不存在	
説明応諾義務	
勤務実績の報告	
市民の責務削除	
委託先情報開示強化	